

1. 医療のデジタル化について

岸田政権は今年7日に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、法律上「任意」とされているマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、更には、現行の保険証をわざわざ廃止して、「資格確認書」を発行する関連法改定案を閣議決定しました。

これまでのコロナ禍で、医療現場や関係者には多大な負担が生じていますが、今後も5類への引き下げによる新たな課題が懸念される中、今回のマイナ保険証の押しつけは、医療現場に更なる追い打ちをかけるようなものです。

一方、高齢者をはじめとする多くの患者にとっても、カードリーダーで慣れない顔認証をしたり、カードを忘れた際には本人確認が必要になったりと、受付に手間や時間を要すること、マイナ保険証を持ち歩くことで紛失や悪用のリスクが高まるなど、不利益が生じることが懸念されます。

マイナ保険証を希望しない場合の「資格確認証」ですが、その有効期間は1年に限られ、医療費に手数料を科すなど、罰則ともいえる対応は言語道断です。

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）が、トラブル続きで役に立たず、機能停止で終了したのは記憶に新しいところですが、4月から医療機関で義務化されるオンライン資格確認システムでも、すでにトラブルが続出しています。

COCOAと同様、厚労省が提供しているカードリーダーは、「立ち上げても起動しない」「ログインできない」「読み込みでエラーが出る」「保険証が無効と表示される」などのシステムトラブルが頻発し、その詳細な原因は把握できていません。そもそもこのシステムは停電時に使えないという致命的な欠陥があり、最悪の場合、診療ができなくなることも危惧されています。多くの医療現場から導入反対の声が上がるのも当然です。

結局、現行の健康保険証がないと、確認できない事態がすでに生じており、現場では、「これまで通りの保険証を持参してください。マイナンバーカードはいりません」と、張り紙をする個人病院もあると聞きます。

また、マイナンバーカードに関する情報が錯綜し、「マイナ保険証でないと10割負担になるのか」「今の健康保険証は使えなくなるのか」などの不安の声も寄せられます。

マイナ保険証の義務化により、今後予想される医療現場の混乱や業務負担増、診療に支障が生じることは許されません。マイナ保険証への強引な移行は政治が押し進めていることであり、自治体においても対策を検討すべきです。そこで質問します。

■医療現場の混乱を避けるためにも、現行の健康保険証は、当面今まで通り使用できること、マイナンバーカードがなくても診療できることなど、正確な情報提供が必要だと考えます。見解を求めます。①

先月末からは、マイナンバーカードで利用するマイナポータルでも、医療費や薬剤情報が閲覧できないというトラブルが発生し、全国 60 市町村の国保加入者が確定申告に必要なデータを取得できなくなりました。関連システムの改修時に生じたと推測されていますが、こうしたオンラインシステムは、脆弱性を回避し安全性を高めるため、頻繁に更新されるものだと思います。ところが、システムの更新でこのような大規模な不具合が発生するようでは、今後も運用や安全性が確立されているとは到底言えません。このトラブルによる影響は全国で 67 万人とも言われており、薬剤や特定検診の閲覧再開は 3 月 3 日時点で、今月 14 日を目指すと言われていましたが、復旧に 10 日以上もの日数を要するなど大問題です。

今後も様々な情報の紐づけが拡大、一本化されようとしていますが、利便性が高まるどころか、紛失・流出・システムダウンですべてが利用不可能になることも考えられます。

今回の閣議決定は、医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)としてマイナ保険証を義務付け、希望しない国民には負担増という“ペナルティー”を科し、法改定を経ずに使途拡大したり、カードの普及率を地方交付税の配分に反映させたりするなど、横暴極まりない政策誘導であり、もはや医療だけの範囲にとどまる問題ではありません。今後、年金口座との紐づけや、介護保険証との一体化など、個人の意思を無視した不当な押しつけであり、こうしたやり方は民主主義に反しています。そこで質問します。

■マイナ保険証への強制的な移行と現行の保険証の廃止などで、自治体業務の負担増や、他の行政手続きへのトラブルなども生じることが懸念されます。こうしたデメリットへの対応について、見解をお聞かせください。②

2. 保育士の配置基準について

長年、保育現場では「配置基準見直し」を求める全国的な運動が続けられており、日本共産党もこれまでくり返し保育基準の改善について質問や要望を続けてきました。わが議員団は 2021 年、2022 年と保育基準改善の意見書も出し続けてきました。(今回も意見書を提出しています)

保育・幼児教育施設は、子どもの命と健康を守り、発達を支える場所であり、子育ての拠点であり、地域の拠りどころとしても重要な役目を担っています。「安全で、質の高い保育」は当たり前のことですが、近年は、特に多くの問題や課題が表面化しています。

コロナ禍においては、感染防止業務が日常化し、今後も十分な対策が求められます。加えて、保育現場での痛ましい事故や不適切な保育も表面化し、保育の質の担保と、それにかかる行政の責任も問われています。

児童虐待や DV の増加など家庭問題の多様化や複雑化、精神疾患や生活困窮など社会的・経済的な問題も多く、子どもたちが受ける影響も深刻化しています。こうした問題の中、子どもたちに対するきめ細やかな保育が必要です。

現在の保育の国基準は、4・5 歳児で子ども 30 人に 1 人、3 歳児は 20 人に 1 人、これらは 50 年～75 年の間、改善されないままです。1・2 歳児は 6 人に 1 人、0 歳児は 3 人に 1

人ですが、この基準通りで保育するとなれば、散歩どころか園庭で遊ぶこともままなりません。

結局、園の運営にも、保育にも負担がかかることになります。大分市がこれまで保育士加配のために独自財源を投じてきたのは、ひとえに、この基準を補い、保育の安全と質を担保するために他ならないと思います。

近年は、支援を必要とする子どもと向き合うための保育士加配も欠かせなくなっている中、発達障がいの子どもの入園を断られるケースも生じています。国の配置基準が保育現場の実態に合っていないことが、こうした課題をさらに広げていると考えられます。そこで質問します。

■子どもや家庭が抱える課題が多様化する昨今、保育の質の維持・向上と、保育の担い手不足解消のためにも、保育士配置基準の改善を国に求めるべきです。基準の引き上げについて見解を求めます。③

3. ケア労働者の労働環境について

先月、大分市内の認可保育園で、3月末をもって全職員が一斉退職するという異例の事態が起きました。保護者の皆さんは、新年度からの園の運営や保育の質に不安を抱き、市と市長に対応を求めたことが報道されました。大分合同新聞の記事では、「賞与や園の運営方針をめぐり」職員と経営者側が対立したとされています。

保育制度が変わり、保育基準の規制緩和で保育園の企業参入が促進されました。保育は「サービス」として幅が広がり、その運営方針も多様化しています。

待機児童の解消も相まって、大分市でも認可保育施設が急激に増加しました。選択の幅が広がったとも言えますが、現状は育休明けに保育園に入れるかどうか、特に未満児の入園はいまだに高いハードルとなっています。認可園が増えても、保育施設を選択する余地は当然なく、転園など容易ではありません。

そんな中、わが子を預けている保育園の問題となれば、仕事と日々の暮らしに直結することであり、保護者にとっては重大問題です。慣れ親しんだ保育士さんが、新年度から一斉に様変わりするとなれば不安になるのも当然です。保育行政を担う自治体の責任は軽くありません。

一方、保育士からすれば、これは労働問題であり、労働環境の改善が必要となります。近年、保育士の処遇改善は重要な政治課題であり、保育の質の向上には欠かせないものです。保育士不足も求められる中で、「一斉退職」という異常事態をどのように捉え、対応するか…は、今後の大分市の保育行政への信頼にもつながるものです。

保育現場で問題が生じた際、行政としては、「法に基づいた設置基準を満たしていれば運営上の問題はない」という、まさに「行政目線」で判断を下しがちですが、子どもを預ける

保護者、そして、日々子どもと向き合い、子どもの命に責任を負っている保育士にとっては、重大な問題です。

近年、保育のみならず、介護施設や障がい福祉施設でも、対応の改善や担い手不足が課題となっており、賃金のみならず、労働環境の処遇改善も大きく問われています。

こうした問題が生じた際の、行政からの聞き取りや現場の確認をどのように行い、把握して対応するかが大変重要ですが、一般的に行政は、「労働契約は労使の問題」とも言いがちなです。しかし、多額の公費で運営され、命に関わる施設運営に行政の責任がないはずはありません。

近年は政府において、ケア労働者の処遇改善が「政策」として打ち出され、充分とは言えないまでも財政措置をしたほどです。賃金に関わる問題はもとより、パワハラなどのハラスメントをなくすことも、ケア労働者の処遇改善であり、十分な調査や確認が求められます。そこでお聞きます。

■保育施設や介護・障がい福祉施設などで問題が生じた際、管理職からの聞き取りだけでなく、職員や保護者・利用者など、管理者以外の関係者からも情報収集する体制はできているでしょうか。ふたつの部局にまたがりますので、まずは子どもすこやか部に、今後の対応も含め見解を求めます。④-1

■次に、福祉保健部に見解を求めます。④-2

4. 公営住宅の空き戸活用について(2点)

①空き戸の活用促進について

これまで、市営住宅の空き戸解消については、入居条件の緩和や共益費の負担軽減など、色々提案をさせて頂きました。若干の条件緩和や、子育て世代を見据えたリフォーム住宅の試験的な実施は行われましたが、市営住宅の空き戸解消はいまひとつ進んでいないように思います。築年数が経過し老朽化も進む中、生活スタイルの変化や高齢化による環境改善などの要望も増え、今後は更に活用を広げる必要があると考えます。そこで質問します。

■市営住宅の空き戸活用を促進するため、給湯設備の負担を早急になくし、市外からの申し込みも受け入れ可能にするなど、入居条件の緩和を促進すべきだと考えますが、見解をお聞かせください。⑤

②住宅困窮者支援について

家賃が払えなくなって転居しなくてはならない、離婚後住んでいた夫名義の自宅が売りに出され引っ越しを迫られている、実家に戻ったが折り合いが悪く住めなくなったなど、急な事情で住居を失う「住居貧困」も問題になっています。

日本は持家率が6割と高く、3割が民間の賃貸住宅といわれますが、これに対して公営住宅のストックは多くありません。民間の賃貸住宅では入居時のハードルが高く、その結果「住宅に困る」というケースが発生しています。

「新型コロナでパートの仕事がなくなり家賃が払えなくなった」「離婚によって家を失った」など、住居貧困は以前よりも増加していると思われます。特に、シングルマザーの貧困が深刻になる中、経済的な困窮世帯の受け皿を早急に整えるべきです。

現在、災害に遭った世帯など特別な事情に対する政策空き戸は一定確保されていますが、その対象を広げる必要があると考えます。そこで質問します。

■国においては、生活困窮世帯への住居確保支援や自立支援も進めており、公営住宅の目的外使用による対応などが広がりはじめています。大分市においても、公営住宅の空き戸を活用した住居貧困対策を行うべきと考えますが、見解を求めます。⑥

5. 最低限度の生活保障/生活困窮者への対応について

高齢者やひとり親など、生活困窮世帯が増加し、寄せられる生活相談の深刻さが増しています。年金や所得が極端に少なければ生活保護を利用することができますが、生活保護の条件からはわずかに外れる世帯の困窮が深刻な状況です。

食料品や光熱費などの高騰が日々の暮らしを直撃し、暖房費や入浴回数、食事についても「節約しないと生きていけない」との声が絶えません。消費税の上乗せもあり、「お金が飛ぶようになくなる」「次の入金まで生活が持たない」…こうした実態が目に見えて増えています。特に、高齢者世帯から寄せられる相談が急激に増えており、その大きな要因のひとつが医療費、病院代の負担増です。

日々の暮らしにかかる食費や光熱費は、いくらか先を見越して生活できますが、病気についてはそうはいきません。風邪をこじらせて通院が長引いた、骨折した、入院したなど、「病院代」は突然の出費であり、それに伴うタクシー代やその他の実費負担が、その後の生活に大きく影響を及ぼしています。

例えば、入院中の光熱費の支払いが溜まり、月遅れで払っているが、「今月末に払えないと電気が止められる」「ガス代を払うと食費が残らない」といった声が決して珍しくありません。入院代や食費などの実費を支払う上に、不在中の光熱費まで溜まると、基本料金だけであっても少ない年金では一度に払うことができません。

生活のために、生活福祉資金の貸し付けを提案するも、以前に借りた分がまだ返せていない…という深刻な状況で、これでは最低限度の生活が保障されない、されているとは言えない状況です。

先日寄せられたご相談では、2月に払った分の償還払いは4月末に振り込まれると聞いたが、もう少し早く戻らないかとの相談をお受けしました。事務や給付の判定に一定の時間を要するため、個人での対応は困難とのことでしたが、医療費の負担で生活が破綻することがあってはなりません。そこで質問します。

■生活困窮者への対策として、医療費の窓口負担を軽減することが緊急に求められています。こうした状況への対応について見解を求めます。⑦

6. 教育行政(2点)

①相談体制について

児童生徒の様々な課題や相談に対応し、また、教職員の多忙化解消のためにも、児童生徒が抱えている問題に寄り添い、適切に問題の解決策を導き出せる相談体制の強化が求められます。学校においては、「スクールソーシャルワーカー」や「スクールカウンセラー」が専門的な対応を行っており、現在、県雇用のスクールカウンセラーは大分市で25名、大分市が配置しているスクールソーシャルワーカーは24人と聞いています。

大分市のスクールソーシャルワーカーのうち、「社会福祉士」の有資格状況を確認したところ、令和3年度が28人中21人(75.0%)、令和4年度が24人中22人(81.5%)とのことでしたが、いずれも会計年度任用の職員です。

以前は「嘱託職員」という不安定雇用だった「社会福祉士」ですが、「この給料では生活できない」と一般職に転職するケースが珍しくなく、今では募集をしても有資格者が集まらないと聞きます。法改正により嘱託職員は「会計年度任用」に変わり、更新は可能ですが、上限4回(最長5年)の有期雇用で、先が見えない働き方には変わりありません。

更新されない場合もありえることから、人が入れ替わることも考えられます。昨今の社会的な問題や困りごとが増えている中、児童生徒の問題解決にあたる職員が、腰を据えて業務を継続できない状態でよいとの認識でしょうか。様々なケースに対応し、スキルを上げていくことは、児童生徒の課題解決のために大変重要なことだと考えます。そこで質問します。
■会計年度任用の間に資格取得の機会を保障したり、5年間の勤務状況に応じて正規雇用に転換したりしながら、相談体制の専門性を向上させることが必要と考えますが、見解を求めます。⑧

②学校図書館について

学校図書館支援員の専任配置については、12月議会で質問しましたが、残念ながら時間切れとなりましたので、最後のご答弁の続きを再度確認したいと思います。

学校図書館支援員専任配置については、読書センター、学習センターとして活性化を図り、より効果的な配置の在り方について検証するという旨のご答弁でした。これまで何度も、専任配置を求めてきたのは、学校図書館の本来の役割・目的を保障するためではありますが、もうひとつ重要な意義があります。それは、学校図書館が重要な子どもの居場所になっているという点です。教室には行けないけれど、図書館なら大丈夫、ということがあります。教室でなくても、迎え入れてもらえる場所、子どもの自由意思で過ごすことができ、話を聞いてもらえる場所、学校図書館はこうした貴重な居場所として存在意義を発揮しています。ところが、2校兼任の学校では、週に2日しか人がいないため、鍵がかかってしまう学校も少なくありません。「今度はどんな本が読みたいの?」と、声をかけてくれる大人が、いるといないとは大きな違いがあります。そこでお聞きします。

■学校図書館が子どもたちにとって、貴重な居場所となっていることを認識していますか。見解をお聞かせください。⑨